

適性評価（セキュリティー・クリアランス）制度を含む「重要経済安保情報保護法案」への 反対声明

2024年4月28日

日本病院・地域精神医学会
理事会

今国会において重要経済安保情報保護法案が審議されているが、これは「精神疾患」を含む適性評価（セキュリティー・クリアランス）制度を根幹とするなど、人権上極めて問題が多く反対を表明する。

法律案要綱によると、行政機関の長は、当該行政機関の職員又は当該行政機関との契約に基づき重要経済安保情報の提供を受け、若しくは重要経済安保情報を保有する適合事業者の従業者について、その者が重要経済安保情報の取扱いの業務を行った場合にこれを漏らすおそれがないことについての評価を実施するものとしている。そしてその適性評価は、適性評価の対象となる者について次の事項についての調査を行うとしている。

1. 重要経済基盤毀損活動との関係に関する事項（評価対象者の家屋及び同居人の氏名、生年月日、国籍及び住所を含む）
2. 犯罪及び懲戒の経歴に関する事項
3. 情報の取扱いに係る非違の経歴に関する事項
4. 薬物の濫用及び影響に関する事項
5. 精神疾患に関する事項
6. 飲酒についての節度に関する事項
7. 信用状態その他の経済的な状況に関する事項

ここでは第5の項目に「精神疾患に関する事項」が定められていることは看過できない。精神疾患をもっていることによって重要経済安保情報を漏らすおそれがあるなどという立法事実は存在しない。

2020年の厚生労働省の患者調査によれば、3ヶ月以内に精神科を受診した人は推定値で614万8千人である（人口の20人に1人）。さらに精神科を受診したことがある人を含めば国民の数人に1人であり、膨大な人数となる。精神疾患は誰もがなりうる一般的な疾患であるにもかかわらず「適性評価」の対象として「精神疾患に関する事項」を設けること自体、精神障害者に対するあからさまな差別であり、いたずらに精神障害をもつ人に対するの偏見を助長するものでもあり、断じて容認できない。そしてこれにより、プライバシーの侵害や、治療担当者が個人情報提供を強いられたり、このために治療忌避や症状虚偽申告をせざるを得ない状況になる可能性もある。さらには今回の法案により民間人の適性評価の対象が増えることから、特定の業務から外されたり、職業選択の自由が侵害されるおそれもある。

適性評価（セキュリティー・クリアランス）制度は、既に2013年に成立、2014年に施行された特定秘密の保護に関する法律（以下、特定秘密保護法）において導入されており、ここにおいても「精神疾患に関する事項」が含まれている。日本精神神経学会は、特定秘密保護法については、2014年に「特定秘密保護法における適性評価制度に反対する見解」を発出し、その反対の理由として（1）精神疾患、精神障害に対する偏見、差別を助長し、患者、精神障害者が安心して医療・福祉を受ける基本的人権を侵害する。（2）医療情報の提供義務は、医学・医療の根本原則（守秘義務）を破壊する。（3）精神科医療全体が特定秘密保護法の監視対象になる危険性が高い。の3点を挙げているが、これは今回の重要経済安保情報保護法案における適性評価導入においてもなんら解決されていない。

このような状況下で、「精神疾患に関する事項」を含む適性評価を導入することは極めて問題が大きい。

適性評価の問題以外にも当法案には、根本的な問題が多く含まれている。

我が国においては既に2022年5月11日に「経済政策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」が成立しているが、この際にも「経済安全保障」そのものに定義がないことや、政省令への委任箇所が130カ所を超えることなど様々な問題点が指摘されていたところである。今般の法案では、行政機関の長は、当該行政機関の所掌事務に係る重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿する必要があるものを、重要経済安保情報として指定するとしている（第2条から第3条）。これは、“経済安全保障分野におけるセキュリティー・クリアランス制度等に関する有識者会議”の中間論点整理でも列挙されていたように、特定秘密保護法において政府が特定秘密として指定できるものは、防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止の4分野に限られていたものが、経済制裁に関する分析関連情報や経済安全保障上の規制制度における審査関連の情報、宇宙・サイバー分野における脅威情報や防御策に係る情報、宇宙・サイバー分野等での政府レベルの国際共同開発にもつながり得る重要技術情報などが加わるものである。これは今までは取扱い注意だったような情報が、政府が秘密指定することになり、対象は格段に広がることになる。そして、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準」（閣議決定）の見直しにより、経済安全保障に関連する情報を秘密保護法上の特定秘密に含まれると明記する方針とされている。すなわちこれは、現行の秘密保護法上の特定秘密に、経済安全保障に関連した情報を含めることであり、実質的な秘密保護法の改正と言え、対象拡大を法改正によらず閣議決定で行うものであり、罪刑法定主義の観点からも大いに疑義がある。

また、重要経済安保情報の範囲が不明確であるために、事前に何が重要経済安保情報なのかわからず、それが恣意的に拡大されるおそれもあり、安心して社会経済活動等を行うことができなくなる。さらには情報漏えいを行った場合の罰則も最大5年の拘禁刑であり、これは実質的に、厳罰を伴う秘密保護法制を拡大することである。

国家安全保障上の理由で情報を非公開とし、あるいはそうした情報の公開・開示に対して処罰を行なう国の機関の権限に関する法律や規定の起草、改定あるいは施行に関わる人びとを対象にした指針として「国家安全保障と情報への権利に関する国際原則」（ツワネ原則）というものがある。本原則からみれば、今般の法案は、①どの情報が公開されないのか、どの情報が公開されるべきなのか、情報に関するどのような行為が処罰の対象となるのかについてすべての人が理解できるように

なっていない。②適正な秘密が指定されているか等を、監視組織を設けて政府の行為を監視することが行われることになっておらず、過剰な秘密指定が行われる可能性が高いことなど、人権上深刻な問題を抱えている。

以上のことより、当学会としては、適性評価（セキュリティー・クリアランス）制度を含む「重要経済安保情報保護法案」に強く反対する。